



苫小牧市 受動喫煙防止対策 ガイドライン

受動喫煙のない、空気もおいしいまちを目指して

はじめに

たばこの煙には数多くの発がん物質や有害物質が含まれており、肺がんをはじめとする多くのがんやCOPD(慢性閉塞性肺疾患)など、重大な健康被害をもたらすことが明らかになっています。また、たばこを吸う人だけでなく、吸わない周囲の人の健康にも影響を及ぼし、様々な疾病の原因になります。

喫煙が健康・社会・環境及び経済に与える悪影響から現在及び将来の世代を守ることを目的として、世界保健機関(WHO)は「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(たばこ規制枠組条約:FCTC)」を策定・発効し、日本も2004(平成16)年に本条約に批准し、19番目の締結国となっています。

国内においては、2003(平成15)年に「健康増進法」が施行され、多数の方が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙防止のための措置を講じるよう努力義務が課されました。さらに、2018(平成30)年7月には、施設の類型に応じた受動喫煙防止対策を義務化した「健康増進法の一部を改正する法律」が制定され、2019(令和元)年7月から段階的に施行されています。

本市においては、「苫小牧市健康増進計画(健やかとまこまいstep1、step2)」に基づき受動喫煙防止対策に取り組んできたところですが、国内外の情勢や市内における受動喫煙防止対策強化の機運の高まりを受け、市民・企業・飲食店向けの実態調査や苫小牧市健康づくり推進協議会での議論を経て、2019(令和元)年12月に「苫小牧市受動喫煙防止条例」を制定しました。

2020(令和2)年4月1日に「健康増進法の一部を改正する法律」及び「苫小牧市受動喫煙防止条例」が施行され、受動喫煙を生じさせない環境づくりを今後より一層推進していく必要があることから、その具体的な取組方法を示すものとして、この度、「苫小牧市受動喫煙防止対策ガイドライン」を策定しました。

全ての市民を受動喫煙から守り、健康寿命の延伸を実現するため、市民・事業者・関係団体の皆様におかれましては、本ガイドラインを活用した適切な受動喫煙防止対策への御協力をお願いいたします。

令和2年3月

苫小牧市長 岩倉 博文

本編の前に

2020年4月1日からの受動喫煙防止ルールについて、市民・事業者の皆様に“これだけは知っておいてほしい！”というポイントをまとめました。

本ガイドラインを読み進めるうえでの参考にしてください。



市民の皆様へ

1 市内のほとんどの施設が屋内禁煙となります。

- 飲食店や理美容店、事務所、町内会館、工場、ホテルなど、多くの方が利用する施設は、原則屋内禁煙となります。 関連 6 ページ
- たばこを吸う方は、周囲の人に受動喫煙をさせないよう努める必要があり、施設内の定められた場所（喫煙室）以外での喫煙はできません。 関連 11 ページ
- 喫煙禁止場所で喫煙し、指導を受けても改善が見られない場合は、罰則として最大 30 万円の過料が科されます。

2 公共の場所での喫煙は、周囲の方への配慮が必要です。

- 屋内か屋外を問わず、公共の場所では 20 歳未満の方や妊娠中の方、健康上の配慮が必要な方に受動喫煙をさせないよう努める必要があります。 関連 20 ページ

3 保護者の方は自宅や車の中であっても、子どもに受動喫煙をさせないよう努める必要があります。

- 自宅や車の中など、プライベートな空間であっても、20 歳未満の方に対し受動喫煙をさせないよう努める必要があります。 関連 20 ページ

4 20 歳未満の方は喫煙エリアに立ち入ることができません。

- 20 歳未満の方は、保護者の方と一緒にいても、喫煙エリアに入ることはできません。
- 20 歳未満の方は、仕事の一環であっても、喫煙エリアへ商品を運んだり、喫煙室の清掃を行うことはできません。 関連 10 ページ



事業者の皆様へ

1 施設を管理・運営する方には、利用者や従業員の受動喫煙を防止する義務があります。

- 飲食店や理美容店、事務所、町内会館、工場、ホテルなど、多くの方が利用する施設は、原則すべて屋内禁煙となります。 [関連 6 ページ](#)
- 喫煙してはいけない場所に喫煙をするための器具や設備（灰皿など）を設置してはいけません。設置しているのが見つかり、指導を受けても改善が見られない場合は、施設の管理権原者に罰則として**最大 50 万円の過料**が科されます。
- 施設の利用者（客）はもちろんのこと、従業員も含め、20 歳未満の方が喫煙エリアへ立ち入るのを防止する義務があります。 [関連 10・19 ページ](#)

2 喫煙室がなければ屋内での喫煙はできません。

- 屋内で喫煙するには、「喫煙専用室」または「加熱式たばこ専用喫煙室」のいずれかの喫煙室を設置しなければなりません。 [関連 11 ページ](#)
- 喫煙室が国の定めた技術的基準を満たしておらず、指導を受けても改善が見られない場合は、施設の管理権原者に罰則として**最大 50 万円の過料**が科されます。
- 施設の管理権原者が屋外に喫煙場所を設ける場合、周囲の通行人等に受動喫煙をさせないように配慮することが義務付けられています。 [関連 10 ページ](#)

3 禁煙エリアでの喫煙者を見つけた場合、喫煙をやめるよう求める必要があります。

- 禁煙エリアで喫煙している方を発見した場合、施設の管理権原者は、喫煙の中止を求めよう努めなければなりません。
- 注意をしても改善が見られない場合は、管轄の保健所へ通報してください。
※喫煙禁止場所で喫煙し、指導をしても改善が見られない場合は、違反者に対し罰則として**最大 30 万円の過料**が科されます。

4 喫煙室のある施設は標識の掲示が必要です。

- 施設内に喫煙室がある場合は、その旨の標識を掲示しなければなりません。また、飲食店は、禁煙の場合も標識の掲示が必要です。 [関連 15 ページ](#)
- 標識を掲示しておらず、指導を受けても改善が見られない場合は、施設の管理権原者に罰則として**最大 50 万円の過料**が科されます。

目次

第1章 基本的な考え方

本市における受動喫煙防止対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・P01

第2章 受動喫煙防止対策の必要性

- 1 受動喫煙とは・・・・・・・・・・P02
- 2 煙に含まれる有害物質・・・・・・・・・・P03
- 3 喫煙による健康影響・・・・・・・・・・P04
- 4 受動喫煙による健康影響・・・・・・・・・・P04

第3章 受動喫煙防止対策の基準

- 1 施設の類型・・・・・・・・・・P05
- 2 施設類型別の受動喫煙防止対策・・・・・・・・・・P08
- 3 受動喫煙防止対策の種類・・・・・・・・・・P09
- 4 施設への標識の掲示について・・・・・・・・・・P15
- 5 屋外における受動喫煙防止対策・・・・・・・・・・P16

第4章 受動喫煙防止対策の推進

- 1 行政の責務・・・・・・・・・・P17
- 2 事業者の責務・・・・・・・・・・P19
- 3 市民・保護者の責務・・・・・・・・・・P20
- 4 禁煙の推進・・・・・・・・・・P21

第5章 その他

本ガイドラインの見直しについて・・・・・・・・・・P23

第1章 基本的な考え方

健康増進法の一部を改正する法律（以下、「改正健康増進法」という。）を遵守することはもとより、本市においては、苫小牧市受動喫煙防止条例（苫小牧市条例第25号、以下、「市条例」という。）の理念に基づき、市・市民・保護者・事業者等が連携し、それぞれの責務を果たすことで、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止し、市民一人ひとりが生涯にわたり健やかに暮らせるまちの実現を目指します。

方針

健康寿命の延伸を目標として、市民の健康増進を図る観点から、受動喫煙を生じさせない環境を整備する

対象

受動喫煙による健康影響が大きい20歳未満の者、妊婦、健康上の配慮が必要な者をはじめ、全ての市民を対象とする

屋内

多数の者が利用する施設の類型に応じ、一定の場所を除き喫煙を禁止する

屋外

通学路、公園、その他公共の場所における受動喫煙の防止を図る

※屋内：外気の流入が妨げられる場所として、屋根があり、側壁で概ね半分以上覆われている場所の内部



加熱式タバコについて

本市においては、加熱式タバコについても紙巻きたばこと同様に健康への悪影響を与えるものとして受動喫煙防止対策に取り組めます。

加熱式タバコは、紙巻きたばこに比べ煙は少ないですが、どのような場所でも吸ってよいということではありません。

※加熱式タバコは、たばこ事業法に定める製造たばこに含まれています。世界保健機関（WHO）の報告書においても、加熱式タバコは、従来のたばこと同じ有害物質が含まれていることには変わりはなく、受動喫煙の有害性も否定できないと指摘していることから、健康影響を考慮し、紙巻きたばこと同様の扱いとします。

※「加熱式タバコ専用喫煙室」の取扱いについては、改正健康増進法に準拠するものとします。

第2章 受動喫煙防止対策の必要性

1 受動喫煙とは

受動喫煙とは、「人が他人の喫煙により、たばこから発生した煙にさらされること」です。

受動喫煙は、たばこを吸わない周囲の人々にも健康への悪影響を及ぼすことが科学的に明らかになっています。

受動喫煙の市民認知度

受動喫煙という言葉の認知度	91.5%
受動喫煙の意味の認知度	90.2%

いずれも9割以上の方が「知っている」と回答。受動喫煙については一定の市民理解が進んでいるといえます。

受動喫煙にあったことはありますか

よくある・ときどきある	85.9%
ない	11.6%

8割以上の方が受動喫煙にあったことがあると回答。また、うち7割以上の方が受動喫煙にあったとき「迷惑に思ったと」回答しています。

受動喫煙にあった場所はどこですか

1位：飲食店（711件）	
2位：職場（360件）	
3位：路上（315件）	※複数回答

飲食店が最も多い結果に。また、「飲食店を利用する際に禁煙・分煙されているか気になる」と答えた方はアンケート回答者の約7割にのびりました。

※「喫煙、受動喫煙に関する実態調査（平成30年10月実施）」より抜粋

2 煙に含まれる有害物質

出典：国立がん研究センターがん情報サービス

たばこの煙には、たばこを吸う人が直接吸う煙である「主流煙」、たばこの先から立ち上る煙である「副流煙」、喫煙者が吐き出した「呼出煙」の3つがあり、いずれの煙にも有害物質が含まれています。

たばこを
吸っている
本人の場合

たばこ煙には発がん性物質が約70種
「ニコチン」の依存性によりやめにくい

ニコチン

ニコチンは、たばこへの依存性を高める化学物質です。使用を止める困難さや離脱症状の厳しさなどにおいて、ヘロインやコカインなどの薬物と同等の特徴と強度を有しています。たばこにはメンソールやココアなどの化学物質が添加され、喫煙者がより多くのニコチンを摂取するように作られています。



たばこ煙

たばこの煙には約5,300種類の化学物質が、その中には約70種類の発がん性物質が含まれています。これらの物質はのど、肺などたばこの煙に直接触れる場所だけでなく、血液を通じて全身に運ばれ、がんの原因となります。がん以外にも、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、虚血性心疾患や脳卒中などの原因となります。

たばこを
吸っている人の
まわりの人

副流煙には発がん性物質や
ニコチン、一酸化炭素などの
有害物質が主流煙の数倍も含まれる



副流煙

ニコチン

一酸化炭素

発がん性
物質

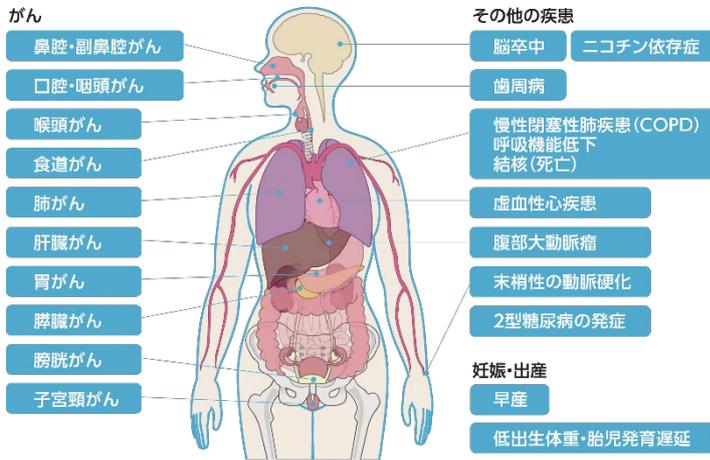
アンモニア

たばこの煙には、粒子成分約4,300種類、ガス成分が約1,000種類の合計約5,300種類含まれていますが、そのうち発がん性のある化学物質は約70種類です。喫煙者本人だけでなく、受動喫煙により周囲の人にも健康への悪影響が及びます。

3 喫煙による健康影響

出典：国立がん研究センターがん情報サービス

たばこを吸っている本人はこんな病気になりやすくなる(根拠十分: **レベル1**)



レベル1は「科学的根拠は、因果関係を推定するのに十分である」と判定された疾患です。レベル2は「科学的根拠は、因果関係を示唆しているが十分ではない」ものです。がん患者が別のがんを発症する「二次がん罹患」と喫煙との関連はレベル1、がんの再発、治療効果低下との関連はレベル2と判定されています。

喫煙と疾患の因果関係判定

喫煙と疾患の関係を、研究結果の一致性、量反応関係、禁煙後のリスク減少の有無などさまざまな要素を科学的な観点から総合的に判断し、4段階で判定しています。

- レベル1** 科学的根拠は、因果関係を推定するのに十分である
- レベル2** 科学的根拠は、因果関係を示唆しているが十分ではない
- レベル3** 科学的根拠は、因果関係の有無を推定するのに不十分である
- レベル4** 科学的根拠は、因果関係がないことを示唆している

そのほかの喫煙者本人への影響(因果関係を示唆: **レベル2**)

がん	急性骨髄性白血病 乳がん 腎盂尿管・腎細胞がん 大腸がん 子宮体がん(リスク減少) 前立腺がん(死亡)
妊娠・出産	生殖能力低下 子癩前症・妊娠高血圧症候群(リスク減少)* 子宮外妊娠・常位胎盤早期剥離・前置胎盤*
その他の疾患	認知症 う蝕(虫歯) 口腔インプラント失敗 歯の喪失 気管支喘息(発症・増悪) 胸部大動脈瘤 結核(発症・再発) 特発性肺線維症 閉経後の骨密度低下 大腿骨近位部骨折 関節リウマチ 日常生活動作の低下

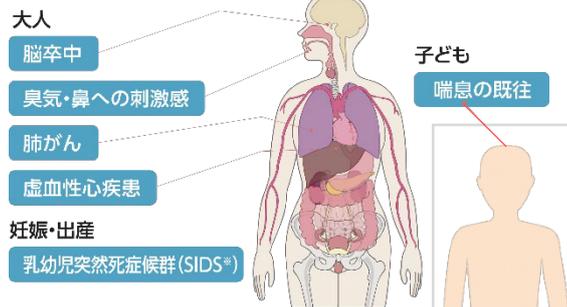
*妊婦の喫煙との関連

4 受動喫煙による健康影響

出典：国立がん研究センターがん情報サービス

受動喫煙でまわりの人はこんな危険が高くなる(根拠十分: **レベル1**)

受動喫煙が大人の健康に及ぼす影響では、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中がレベル1と判定されています。また、たばこの煙による呼吸器の急性影響についてもレベル1です。鼻腔・副鼻腔がん、乳がん、慢性呼吸器症状、喘息などへの影響はレベル2と判定されています。



子どもの受動喫煙でレベル1と判定されているのは、乳幼児突然死症候群(SIDS)と喘息の既往です。子どもの呼吸器症状や呼吸機能の低下、虫歯などについてはレベル2と判定されています。未成年者の喫煙は、がんや循環器疾患だけでなく全死因の死亡リスクを増加させます。

*妊婦の受動喫煙および小児の受動喫煙 いずれもレベル1

そのほかの受動喫煙による健康影響(因果関係を示唆: **レベル2**)

大人	鼻腔・副鼻腔がん 乳がん 急性影響 ・急性呼吸器症状(喘息患者・健常者) ・急性の呼吸機能低下(喘息患者)	慢性影響 ・慢性呼吸器症状 ・呼吸機能低下 ・喘息の発症・コントロール悪化 ・慢性閉塞性肺疾患(COPD)	妊娠・出産 低出生体重・胎児発育遅延
子ども	喘息の重症化 喘息の発症* 呼吸機能低下	学童期の咳・痰・喘鳴・息切れ* 中耳疾患 う蝕(虫歯)	

*親の喫煙との関連

第3章 受動喫煙防止対策の基準

1 施設の類型

改正健康増進法では、施設の類型に応じて必要な受動喫煙対策を実施することとされています。施設の類型には、「**第一種施設**」「**第二種施設**」「**喫煙目的施設**」があり、それぞれの類型に属する主な施設は次のとおりです。

第一種施設 ▶▶▶ 敷地内禁煙

■ 学校

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学・短期大学（専ら大学院の用途に供する施設を除く。）
- 専修学校（20歳未満の者が主として利用するものに限る。）
- 各種学校（20歳未満の者が主として利用するものに限る。）
- 学校教育法以外の法令に基づき設置される学校
- その他、20歳未満の者が主として利用する教育施設

■ 病院・診療所等

- 病院、診療所、助産所
- 薬局
- 介護老人保健施設、介護医療院
- 難病相談支援センター
- 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師がその業務を行う場所）

■ 児童福祉施設（保育所、児童センター、児童養護施設等）

- 児童福祉施設
- 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業（居宅訪問型児童発達支援若しくは保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。）、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業の用に供する施設
- 母子健康包括支援センター
- 認定こども園
- 少年院、少年鑑別所

■ 行政機関の庁舎等

- 国や地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設）
【例】市役所／消防署／警察署／児童相談所／保健所 など

■ 旅客運送事業自動車・旅客機

- バス
- タクシー
- 飛行機

第二種施設 ▶▶▶ 原則屋内禁煙（喫煙室設置可能）

■ 第一種施設以外の多くの方が利用する施設

- ・ 飲食店
- ・ 旅館・ホテル（客室内を除く）
- ・ 理美容店
- ・ デパート
- ・ スーパー
- ・ コンビニエンスストア
- ・ 公衆浴場
- ・ 映画館
- ・ 劇場
- ・ 町内会館
- ・ パチンコ店
- ・ マージャン店
- ・ カラオケボックス
- ・ ボウリング場
- ・ インターネットカフェ
- ・ ゲームセンター
- ・ 事務所
- ・ 集会場
- ・ 結婚式場
- ・ 葬儀場

※上記施設はあくまで対象施設の一例であり、「多くの方が利用する施設」のうち、第一種施設と喫煙目的施設以外のすべての施設が第二種施設に該当します。

※「多くの方が利用する施設」とは、2人以上の人が同時に、又は入れ替わり利用する施設を指します。

喫煙室の詳細は 11 ページ



第二種施設のうち 既存の経営規模の小さな飲食店について

次の3つの条件全てに当てはまる飲食店は「既存特定飲食提供施設」として、改正健康増進法の経過措置の対象となり、当面の間は店内で飲食しながら喫煙することができます。

ただし、「喫煙可能室設置施設」として管轄の保健所への届出が必要となります。

【条件】

- (1) 客席面積が 100 m²以下であること
- (2) 資本金又は出資金の総額が 5,000 万円以下の個人又は中小企業主が経営する既存の飲食店であること
- (3) 2020 年 3 月 31 日以前に飲食店等営業許可があり、かつ、設備を設けて客に飲食をさせる営業を行っていること

【経過措置の内容】

- 喫煙可能な場所である旨の標示をすることで、店内で飲食しながら喫煙することが可能です。
- ただし、客・従業員ともに 20 歳未満の方は、喫煙可能スペースには立ち入ることとはできません。

喫煙可能室（店）の詳細は 13 ページ

喫煙目的施設 ▶▶▶ 屋内で喫煙可能

喫煙目的施設とは、屋内に「喫煙目的室」を設けた施設や、施設の全部が喫煙目的室である「喫煙目的店」のことを指します。

喫煙目的施設に該当する施設の要件は、以下のとおりです。

■ 喫煙を主目的とするバー、スナック

【要件】① たばこの対面販売（出張販売を含む。）をしていること

② 「通常主食と認められる食事*」を主として提供していないこと

*通常主食と認められる食事：米飯類、菓子パンを除くパン類、めん類、ピザ、お好み焼きなど

■ 店内で喫煙可能なたばこ販売店

【要件】① たばこ又は喫煙器具の販売*（たばこについては、対面販売に限る。）
をしていること

② 設備を設けて客に飲食をさせる営業をしていないこと

*たばこ又は喫煙器具の販売：陳列棚のうち、たばこ又は喫煙器具の占める割合が約5割超であること

■ 公衆喫煙所

屋内の全部を専ら喫煙する場所とする施設

喫煙目的室（店）の詳細は 14 ページ

2 施設類型別の受動喫煙防止対策

施設の類型ごとに必要な対策は次のとおりです。

施設の管理者の方は、施設がどの類型に当てはまるか確認し、施設の類型に応じて必要な対策を講じてください。

 **フローチャートで Check !**

【第一種施設】

敷地内禁煙
(特定屋外喫煙場所の設置不可)
※規則に定める場合を除く。

【第二種施設】

第一種施設以外の多くの人を利用する施設は、原則屋内禁煙となり、右記①～④のいずれかの対策を講じる必要があります。

① 敷地内禁煙
(改正健康増進法の規定よりも積極的な受動喫煙防止対策)

② 屋内禁煙

③ 屋内禁煙【喫煙室設置】
(喫煙室は20歳未満立ち入り禁止)

④ 屋内禁煙【屋外に喫煙場所設置】
(周辺施設や通行人等への配慮が必要)

既存の経営規模の 小さな飲食店 (既存特定飲食提供施設)

第二種施設のうち、6ページに記載の要件に当てはまる飲食店は、右記①～⑤のいずれかの対策を講じる必要があります。

① 敷地内禁煙
(改正健康増進法の規定よりも積極的な受動喫煙防止対策)

② 屋内禁煙

③ 屋内禁煙【喫煙室設置】
(喫煙室は20歳未満立ち入り禁止)

④ 屋内禁煙【屋外に喫煙場所設置】
(周辺施設や通行人等への配慮が必要)

⑤ 喫煙可能【経過措置適用】
(保健所へ届出が必要、20歳未満立ち入り禁止)

【喫煙目的施設】

屋内で喫煙可能
(7ページの要件を満たす場合のみ)

3 受動喫煙防止対策の種類

施設の類型によって、**敷地内禁煙**又は**屋内禁煙**の措置を講じる必要があります。また、屋内で喫煙可能な施設においても、標識の掲示等が求められます。

① 敷地内禁煙

屋内のすべての場所と特定屋外喫煙場所*を除く屋外（敷地内に限る。）が禁煙エリアとなります。

ただし、**本市では市条例において、第一種施設は特定屋外喫煙場所を設置できないことを規定**しています。

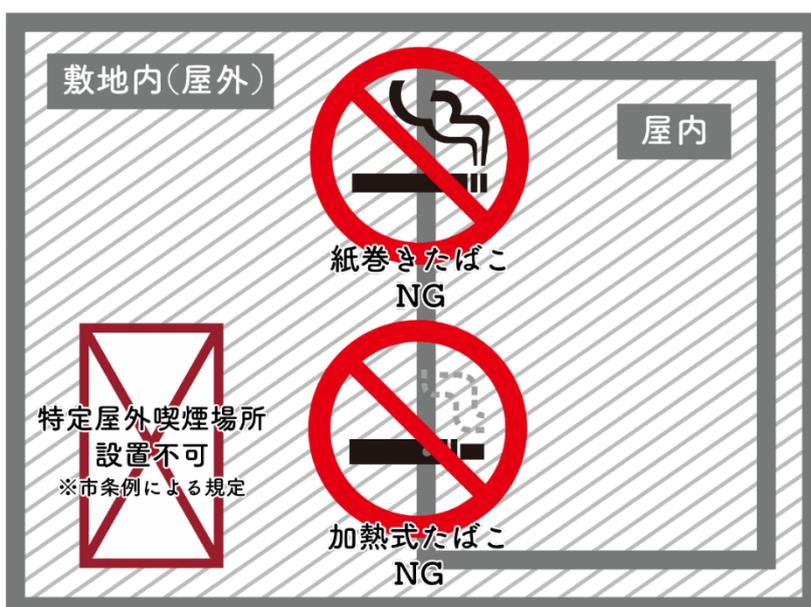
*特定屋外喫煙場所とは

一定の受動喫煙防止措置が取られた屋外の喫煙場所を指し、改正健康増進法上は第一種施設への設置が認められています。

【参考：特定屋外喫煙場所の要件】

- ① 喫煙場所と非喫煙場所が明確に区別できるよう区画されていること
- ② 当該場所が喫煙場所であることが認識できるようにその旨を記載した標識が掲示されていること

■ 敷地内禁煙のイメージ図



- 敷地内の全てのエリアが禁煙となります。
- 敷地内の駐車場等に停車中の車内であっても、喫煙することはできません。

※ 斜線部分が禁煙エリアとなります。

② 屋内禁煙

施設の屋内を禁煙とする場合、次の3パターンの対策方法があります。

【1】完全禁煙（喫煙室・屋外喫煙場所ともに設置しない）

▶ 喫煙室・屋外喫煙場所のいずれも設置しない方法です。

【2】喫煙室を設置

▶ 国が定めた「たばこの煙の流出を防止するための技術的基準」を満たす喫煙室（喫煙専用室又は加熱式たばこ専用喫煙室）を設置することが可能です。

【3】屋外に喫煙場所を設置

- ▶ 屋外に喫煙場所を設置することが可能です。
- ▶ ただし、施設利用者や通行人等へ受動喫煙をさせないよう、施設の出入口付近や道路に面した場所、住宅地付近には設置しないなど配慮することを市条例で規定しています。

客か従業員かを問わず、20歳未満の方は喫煙室に立ち入ることはできません。清掃や配膳等の業務の一環であっても立ち入ることはできませんのでご注意ください。

■ たばこの煙の流出を防止するための技術的基準について

屋内に喫煙室を設置する場合は、喫煙室から屋内にたばこの煙が流出しないよう、以下の基準を満たす必要があります。

- 1 出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
 - 2 たばこの煙（加熱式たばこの蒸気を含む。）が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていること
 - 3 たばこの煙が施設の屋外に排気されていること
- ▶ 施設内が複数の階に分かれている場合は、壁・天井等で区画した上で、フロア全体を喫煙可能室又は加熱式たばこ専用喫煙室とすることも可能です。
 - ▶ 2020年4月1日に既に存在している建物等で、管理権原者の責めに帰することができない事由によって技術的基準を満たすことが困難な場合は、一定の経過措置が設けられています。

喫煙室について

喫煙室とは、「喫煙専用室」及び「加熱式たばこ専用喫煙室」を指します。

■ 喫煙専用室

(たばこを吸うための喫煙室)

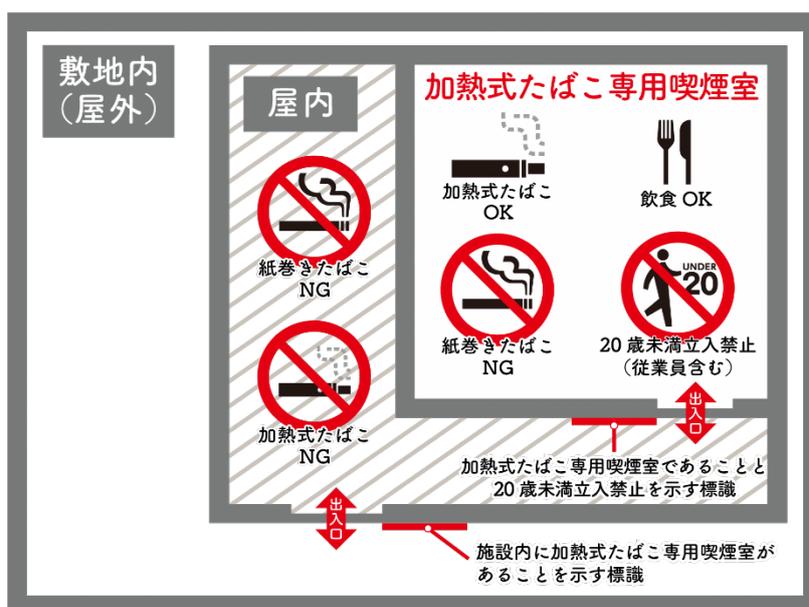


- 施設内の全部の場所を喫煙専用室とすることはできません。
- 喫煙専用室内では飲食はできません。
- 施設の主な出入口と喫煙室の出入口の見やすい場所に必要な標識を掲示してください。

※ 斜線部分が禁煙エリアとなります。

■ 加熱式たばこ専用喫煙室

(加熱式たばこに限り、喫煙しながら飲食ができる喫煙室)



- 施設内の全部の場所を加熱式たばこ専用喫煙室とすることはできません。
- 加熱式たばこ専用喫煙室では飲食もできます。
- 施設の主な出入口と喫煙室の出入口の見やすい場所に必要な標識を掲示してください。

※ 斜線部分が禁煙エリアとなります。

③ 屋内で喫煙可能な場合

既存特定飲食提供施設【P6】と喫煙目的施設【P7】は、2020年4月1日以降も屋内で喫煙が可能です。

ただし、市条例において、既存特定飲食提供施設であっても、受動喫煙の防止に努めることを規定しています。

- 既存特定飲食提供施設に設置される屋内喫煙場所・・・喫煙可能室
- 喫煙目的施設に設置される屋内喫煙場所・・・・・・・・喫煙目的室

喫煙可能室・喫煙目的室は、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準【P10】を満たす必要があります。

客か従業員かを問わず、20歳未満の方は喫煙可能室・喫煙目的室に立ち入ることはできません。清掃や配膳等の業務の一環であっても立ち入ることはできませんのでご注意ください。

既存特定飲食提供施設（既存の経営規模の小さな飲食店）が
2020年4月1日以降も店内で喫煙可能とするためには、
「喫煙可能室設置施設」の届出が必要です！

<small>附則様式第1号（附則第2条第6項関係）</small>	
<small>※ 届出受理番号</small>	
喫煙可能室設置施設 届出書	
令和 年 月 日	
北海道 事務 課	
届出者	
<small>健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第6項の規定により下記のとおり届け出ます。</small>	
<small>記</small>	
1	(ふりがな) ①名称 ②-1所在地 ②-2車両番号等 ③営業許可番号 ④営業許可日
2	(ふりがな) ①氏名（法人にあっては、その名称） ②法人にあっては、その代表者の氏名 ③住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
3	(担当者) 氏名 (担当者) 職名 (担当者) 連絡先 その他伝達事項
<small>(注意)</small>	
1 ※印欄には、記載をしないこと。 2 1欄②は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること。 3 2欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。 4 3欄については、全ての項目を必ず記載すること。	

届出先

苦小牧保健所
(市内飲食店の場合)

様式

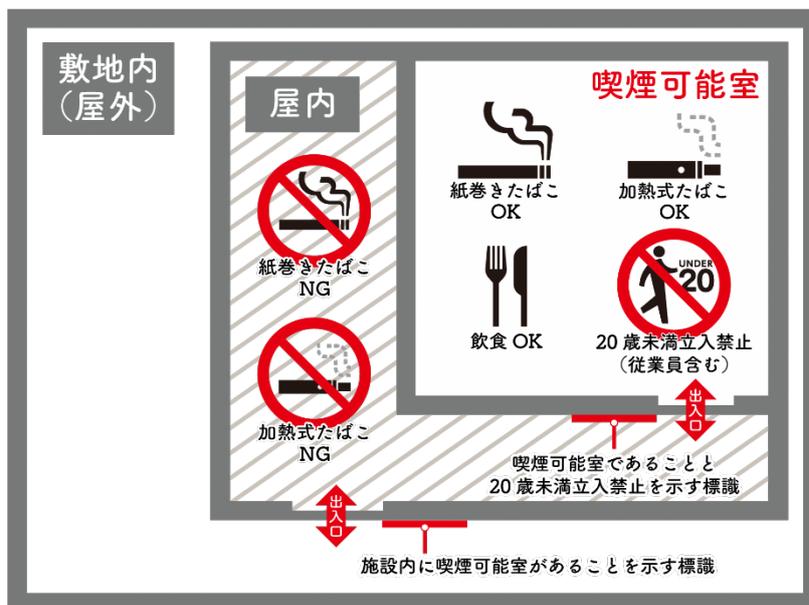
市ホームページまたは
道ホームページから
ダウンロード可能

※飲食店に対しては北海道から
直接郵送されています。

喫煙可能室（店）について

喫煙可能室とは、飲食しながら喫煙することができるスペースで、**既存特定飲食提供施設のみ設置可能（要届出）**です。

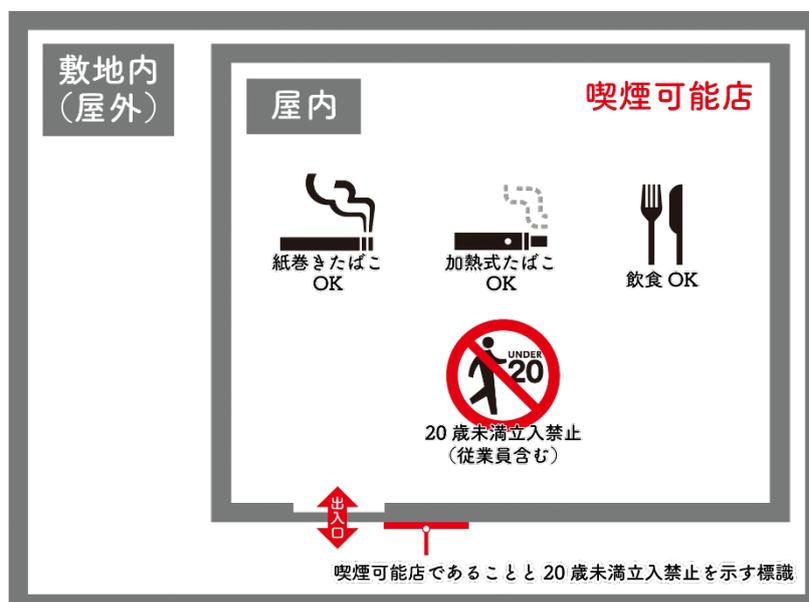
■ 店舗の一部に喫煙可能室を設ける場合



- 喫煙可能室内では飲食しながら喫煙することができます。
- 喫煙可能室は「たばこの煙の流出を防止するための技術的基準」を満たす必要があります。
- 店舗の主な出入口と喫煙可能室の出入口の見やすい場所に必要な標識を掲示してください。

※ 斜線部分が禁煙エリアとなります。

■ 店舗の全体を喫煙可能室とする場合（喫煙可能店）



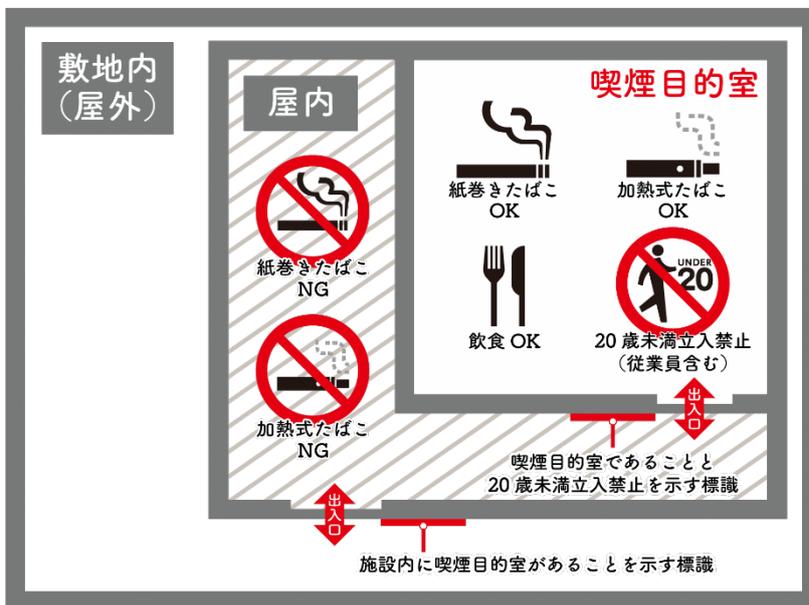
- 店舗のすべての場所で飲食しながら喫煙することができます。
- 店舗の主な出入口の見やすい場所に喫煙可能店であることを示す標識を掲示してください。

喫煙目的室（店）について

喫煙目的室とは、喫煙を主目的とするシガーバー（スナック）等の喫煙目的施設に設けられる喫煙場所です。

※たばこ小売販売業の許可やたばこの出張販売所としての許可を受けている事業所のみ喫煙目的施設にすることができます。

■ 店舗の一部に喫煙目的室を設ける場合



- 喫煙目的室内では飲食しながら喫煙することができます。※通常主食と認められる食事を除く。
- 喫煙目的室は「たばこの煙の流出を防止するための技術的基準」を満たす必要があります。
- 施設の出入口と喫煙目的室の出入口の見やすい場所に必要な標識を掲示してください。

※ 斜線部分が禁煙エリアとなります。

■ 店舗の全体を喫煙目的室とする場合（喫煙目的店）



- 店舗のすべての場所で飲食しながら喫煙することができます。※通常主食と認められる食事を除く。
- 店舗の主な出入口の見やすい場所に必要な標識を掲示してください。

4 施設への標識の掲示について

■ 標識の掲示が必要な施設

1 市が設置・管理する施設（公共施設） 【苫小牧市独自規定】

2 喫煙室を設置しているすべての施設 【改正健康増進法で規定】

3 敷地内禁煙・屋内禁煙の飲食店 【苫小牧市独自規定】

4 喫煙目的施設 【改正健康増進法で規定】

■ 標識を掲示する場所と種類

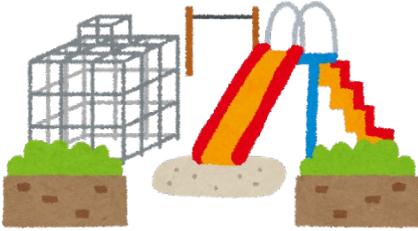
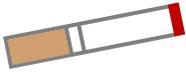
	掲示する場所	標識の種類
敷地内禁煙・ 屋内禁煙の飲食店	施設の主たる出入口の 見やすいところ	禁煙施設である旨の標識
喫煙可能室（店） ※既存特定飲食提供施設	①施設の主たる出入口 の見やすいところ ②喫煙可能室の出入口 ※施設の一部が喫煙可能室の場合	①喫煙可能な施設である 旨の標識 ②20歳未満の者の立ち 入りが禁止されている 旨の標識
喫煙室を設置 している施設	①施設の主たる出入口 の見やすいところ ②喫煙室の出入口	①喫煙専用室又は加熱式 たばこ専用喫煙室が設 置されている旨の標識 ②20歳未満の者の立ち 入りが禁止されている 旨の標識
喫煙目的施設	①施設の主たる出入口 の見やすいところ ②喫煙目的室の出入口 ※施設の一部が喫煙目的室の場合	①喫煙可能な施設である 旨の標識 ②20歳未満の者の立ち 入りが禁止されている 旨の標識

5 屋外における受動喫煙防止対策

改正健康増進法においては、屋外での禁煙等の措置は講じられていません。

しかしながら、市民が受動喫煙にあった場所として「飲食店」「職場」に続き、「路上」が3番目に多かった（平成30年10月実施「喫煙、受動喫煙に関する実態調査」）ことから、市条例においては、市民の責務として、通学路や公園、その他の公共の場所においても受動喫煙をさせないことを規定しています。

こんなところでたばこを吸っていませんか？



公園

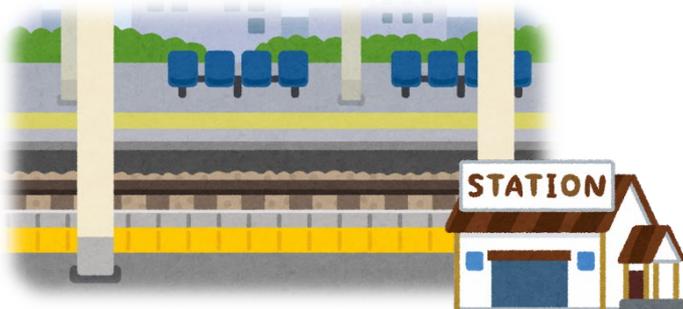


路上（通学路）



バルコニー

屋内・屋外を問わず、
多くの人が集まる公共の場所では、
周りの人に受動喫煙をさせないよう
配慮が必要です！



駅周辺・駅のホーム



バス停

第4章 受動喫煙防止対策の推進

1 行政の責務

受動喫煙防止のための施策を実施

市は、受動喫煙による健康影響を未然に防止するための施策に取り組むとともに、喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての市民理解を深めるため、普及啓発を図ります。

公共施設の受動喫煙防止対策を徹底

市が設置・管理する施設（公共施設）において受動喫煙を生じさせないように適切な措置を講じます。

市条例においては、公共施設には喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室、屋外の喫煙場所を設置しないこと、また、全ての施設に標識を掲示することを規定しています。

苫小牧市受動喫煙防止条例 抜粋

（市の責務）

第3条 市は、受動喫煙による市民の健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について、意識の啓発や教育を通じた正しい知識の普及により、市民の理解を促進するよう努めなければならない。
- 3 市は、前項に定めるもののほか、受動喫煙の防止に関するその他の必要な施策について、市民、多数の者が利用する施設の管理権原者その他の関係者と連携及び協力して実施するよう努めなければならない。
- 4 市は、自ら設置し、又は管理する施設について、受動喫煙による市民の健康への悪影響が生じないように適切な措置を講じなければならない。

【市の取組1】受動喫煙防止対策助成金等

- 事業場、飲食店等における分煙設備の整備等に係る経費に対し、国の助成金に上乗せして助成金を交付します。
- 店舗の全面禁煙化に取り組む飲食店（既存特定飲食提供施設）に対し、喫煙設備の撤去やカーテン・壁紙の改装等に要する費用の一部を助成します（令和2年度から）。

【市の取組2】空気もおいしい施設の認定

- 敷地内又は店内を全面禁煙とし、適切な受動喫煙防止対策に取り組む施設・飲食店を「空気もおいしい施設」として認定します。
- 空気もおいしい施設として認定された施設・飲食店には、オリジナルステッカーと認定証を進呈し、市のホームページ等で紹介します。
- ステッカーは「禁煙」の標識として使用することができます。



【市の取組3】スワンスワンデーの啓発

- 毎月22日を禁煙の日「スワンスワンデー」として、市内の公共施設や各イベント会場へ啓発ブースを設置します。



2 事業者の責務

受動喫煙を生じさせない環境づくり

事業者の皆さんは、事業活動を行うに当たり、顧客や従業員等に対し受動喫煙を生じさせないよう環境整備に取り組むことが求められます。

職場での受動喫煙防止対策を実施

職場での従業員に対する受動喫煙防止対策も事業者の皆さんの責務です。

改正健康増進法では、**従業員を含む20歳未満の方を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないこと**と規定されており、必要に応じて勤務フロアやシフト、導線等を工夫することが求められます。

さらに、従業員を募集する際には、職場でどのような受動喫煙防止対策を講じているか明示する必要があります。

詳しくは、厚生労働省ホームページ等で「**職場における受動喫煙防止のためのガイドライン**」をご確認ください。

苫小牧市受動喫煙防止条例 抜粋

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、受動喫煙を生じさせることのない環境の整備に取り組むとともに、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第7条 市、多数の者が利用する施設の管理権原者その他の関係者は、受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

3 市民・保護者の責務

他人に受動喫煙をさせない

市民の皆さんは、喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深めるとともに、他人に受動喫煙をさせないことが求められます。

公共の場所での喫煙は周囲に配慮

20歳未満の方や妊娠中の方、その他健康上の配慮が必要な方に対し、受動喫煙を生じさせないように、通学路、公園、その他の公共の場所での喫煙について配慮することが求められています。

いかなる場所でも子どもに受動喫煙させない

保護者の方は、家庭や車内はもちろんのこと、屋内外のいかなる場所においても、20歳未満の方に対し受動喫煙を生じさせないことが求められます。

苦小牧市受動喫煙防止条例 抜粋

(市民の責務)

- 第4条 市民は、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深めるとともに、他人に受動喫煙を生じさせることがないように努めなければならない。
- 2 市民は、20歳未満の者、妊婦その他の健康上の配慮が必要な者に対し、通学路、公園その他の公共の用に供する場所において受動喫煙を生じさせることがないように努めなければならない。
- 3 市民は、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

- 第5条 保護者は、いかなる場所においても、その監督保護に係る20歳未満の者に対し、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう努めなければならない。

4 禁煙の推進

苫小牧市民の喫煙率は、男性が27.8%、女性が11.2%となっていますが、「たばこを吸う」と答えた方のうち、67.1%の方が「禁煙したい」「節煙したい」と答えています。

■ 喫煙、受動喫煙に関する実態調査（平成30年10月実施）結果

【喫煙率】

■ 男性

区分	人数	構成比
吸う	165人	27.8%
吸わない	428人	72.2%
合計	593人	100.0%

■ 女性

区分	人数	構成比
吸う	73人	11.2%
吸わない	577人	88.8%
合計	650人	100.0%

【禁煙・節煙への意識】

区分	人数	構成比
禁煙したい	70人	29.2%
節煙したい	91人	37.9%
考えたことはない	76人	31.7%
無回答	3人	1.2%
合計	240人	100.0%

【禁煙外来の利用希望】

区分	人数	構成比
はい	40人	16.7%
いいえ	198人	82.5%
無回答	2人	0.8%
合計	240人	100.0%

喫煙者のうち禁煙外来を利用してみたいと答えた方は、わずか16.7%に留まる結果に…



まずは禁煙外来を受診してみよう！

喫煙する習慣は「ニコチン依存症」という病気で、治療が必要です。自分ひとりではたばこをやめることが難しいという方は多く、禁煙外来を受診して、医師のサポートを受けることで効果的に禁煙をすることができます。

禁煙は、医師への相談、禁煙補助薬の処方などにより続けていくことが大切です。

また、医療保険の適用による禁煙治療を受けられる医療機関は、苫小牧市内に10か所あります。

ご自身や大切なご家族のために、禁煙への一步を踏み出してみませんか？

通院回数

12週間に
5回

治療費

3万円
未満

※保険適用

苫小牧市内の禁煙外来実施医療機関一覧

No	医療機関名	所在地	電話番号	診療曜日							診療時間		予約
				月	火	水	木	金	土	日	午前	午後	
1	王子総合病院	苫小牧市若草町 3-4-8	32-8111				○				-	15:00~16:00	○
2	加藤胃腸科内科 クリニック	苫小牧市緑町 2-5-20	35-2125	○	○	○	-	○	○	-	8:00~12:00	13:00~17:00	-
3	勤医協苫小牧病院	苫小牧市見山町 1-8-23	72-3151	○	○	○	○	○	○	-	9:00~12:00	14:00~16:30 ※金曜日は 16:30~ 19:00 も実施	○
4	さくらファミリークリニック	苫小牧市東開町 3-17-21	55-6526	○	○	○	○	○	○	-	9:00~12:30 ※木曜日 8:00~11:00 ※土曜日 8:00~12:00	14:00~17:30 ※火、金曜日は、 18:00~20:00 も実施	-
5	すがわら内科呼吸器科	苫小牧市しらかば町 1-18-9	76-7011	○	○	○	○ 午前	○	○ 午前	-	9:00~12:00	14:00~17:30	-
6	たかぎ内科・循環器内科	苫小牧市北栄町 1-22-33	53-7700	○	○	○ 午前	○	○	○ 午前	-	9:00~13:00	15:00~18:30	-
7	苫小牧呼吸器内科クリニック	苫小牧市双葉町 3-7-3	35-0002	-	-	-	○ 午後	-	-	-	-	15:00~16:30	-
8	苫小牧消化器外科	苫小牧市北栄町 3-5-1	51-6655	○	○	○	○	○	○	-	8:30~11:30 ※第2、第4土曜日は 午前診療のみ実施	13:30~17:30	-
9	苫小牧市立病院	苫小牧市清水町 1-5-20	33-3131	-	-	-	○ 午後	-	-	-	-	14:00~15:00	○
10	苫小牧東病院	苫小牧市明野新町 5-1-30	55-8811	-	○	○	○	-	-	-	9:00~12:00	14:00~16:00	○

第5章 その他

■ 本ガイドラインの見直しについて

本市の受動喫煙防止対策に係る状況の変化や、関係法令、国・道の取組方針の変更等が生じた場合には、随時、本ガイドラインの内容を見直し、改定するものとします。

苫小牧市受動喫煙防止対策ガイドライン資料編

その他関連ウェブサイトへのリンク

－苫小牧市－

受動喫煙防止対策
ガイドライン資料編



－苫小牧市－

受動喫煙防止対策関連
トップページ



－北海道－

受動喫煙防止対策関連
トップページ



－厚生労働省－

受動喫煙防止対策関連
トップページ



－厚生労働省－

職場における受動喫煙防止
のためのガイドライン



－厚生労働省－

特設サイト
なくそう！望まない受動喫煙。





苫小牧市受動喫煙防止対策ガイドライン

令和2年3月発行

発行：苫小牧市

編集：苫小牧市健康こども部健康支援課

〒053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号

TEL: 0144(32) 6407 / FAX: 0144(32) 4322